様式２

年 月 日

いの町長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名 　　　 ㊞

「いの町立地適正化計画策定業務プロポーザル」参加申込書

「いの町立地適正化計画策定業務プロポーザル」について、下記のとおり参加を申し込みます。なお、添付の必要書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１ 業務名 　　　　 いの町立地適正化計画策定業務

２ 入札参加資格 いの町における競争入札参加資格 （ 有 ・ 無 ）

３ 添付資料

【連絡先】

所属

　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名（ﾌﾘｶﾞﾅ）

　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　 FAX 番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail

【添付資料】

参 加 資 格 要 件 確 認 書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 内　　　　　　　容 | | 添付書類 |
| (1) | 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 | 該当しない・該当する | 必要なし |
| (2) | 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の促進のための特別調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。 | 該当しない・該当する | 必要なし |
| (3) | 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。 | 該当しない・該当する | 必要なし |
| (4) | いの町一般競争(指名競争)入札参加資格を有している者であること。 | 該当しない・該当する | 必要なし |
| (5) | いの町建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。 | 該当しない・該当する | 必要なし |
| (6) | いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。 | 該当しない・該当する | 必要なし |
| (7) | 過去５年以内（平成２７年４月１日から令和２年３月３１日まで）に地方公共団体発注の同種業務（※１）または類似業務（※２）を元請として受注した実績を有する者であること。かつ、受注規模については、本発注規模と同程度以上（※３）とする。 | 該当しない・該当する | 様式4 |
| (8) | 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。 | 該当しない・該当する | 必要なし |
| ① | 【管理技術者】  技術士（総合技術監理部門または建設部門：都市及び地方計画）またはRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とし、過去５年以内（平成２７年４月１日から令和２年３月３１日まで）に地方公共団体発注の立地適正化計画策定業務と同種業務（※１）または類似業務（※２）の実績があること。 | 該当しない・該当する | 様式5 |
| ② | 【照査技術者】  技術士（総合技術監理部門または建設部門：都市及び地方計画）またはRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。なお、照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。 | 該当しない・該当する | 様式6 |
| ③ | 【担当技術者】  資格を問わないが、計画図書等に基づき適正に業務を実施する者とする。なお、担当技術者は管理技術者及び照査技術者を兼ねることができない。  担当技術者は、その分担する業務内容により、複数配置することを妨げない。その場合には、本件における分担業務内容を明確にするとともに、主たる担当技術者１名を選任すること。なお、選任された１名を評価対象とする。 | 該当しない・該当する | 様式7 |
| (9) | 「建設コンサルタント登録規定（昭和５２年建設省告示７１７号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けているものであること。」 | 該当しない・該当する | 必要なし |

（※１）同種業務

立地適正化計画（関する調査業務含む。ただし、同じ地方公共団体が発注する調　　査業務と計画策定業務の両方の実績（従事）がある場合は１例とする。）、市町村都市計画マスタープラン、都市計画区域マスタープラン。

（※２）類似業務

市町村総合計画、中心市街地活性化基本計画、緑の基本計画、景観計画、低炭素まちづくり計画

（※３）同程度とは、１７，０４７，８００円以上。